

予防接種健康被害救済制度周知についての請願書

紹介議員

ひきいしゃ、ねいじゅう

無条件
(まつせうじょう)

現在、国では「予防接種健康被害救済制度」に関して、注射を受けた際の、住所地の市町村で申請する事となっております。

愛知県内には、実際に新型コロナワクチン接種後、日常生活が送れなくなったり人がおりますが、救済制度の複雑さにより申請には至っておられません。

まず、申請には受診証明書を医師に書いてもらう必要がありますが、医師より受診証明書を書くのを嫌がられる（本来拒否することのできるものではないですが、患者さんサイドも救済制度が複雑で医師に断られたら諦める方もいらっしゃいます）、また添付するカルテの写しに関しても同様で、医師自身も救済制度に詳しくないため、本来拒否できるものではないカルテの写しに関しても拒否するケースがあります。

奈良県ではまず救済制度に対して、ホームページに分かりやすい案内があり、医師が書くべき受診証明書の記入方法のマニュアルまでホームページに記載されています。すべての病院にも通達されているとの事。

愛知県のホームページにワクチシキ受けたい方についての案内はきめ細やかにのっていますが、実際ワクチンを受けて被害を受けた方への案内はとてもわかりにくいです。国の救済制度へのリンクはありますが、国が作った全体的なものになるので、医師が見ても理解されないケースがありました。

救済制度の申請はどこでやればいいのか、医師が書く受診証明書に関しても記載方法はおろか、本来ワクチンとの因果関係を受診証明書に書く必要がない等の、とても重要な部分が特に分かるようにしていただきたいです。

そこで奈良県のように「予防接種健康被害救済制度」についてホームページや広報で分かりやすく案内し、病院に対しても受診証明書やカルテの写しの拒否をしないこと、書き方等の案内等、通達を出して、本来、救済制度で申請できる方、希望されている方を取りこぼすことがないようにしていただきたいです。

陳情趣旨

①予防接種健康被害救済制度について他都市のようにホームページや広報等で分かりやすい案内をすること。

②愛知県の市町村へ、すべての病院に対して予防接種健康被害救済制度を希望される患者さんがいた場合、受診証明書の記載やカルテの写しの拒否をしないように通達を出すこと。

③受診証明書の書き方について、他都市のように分かりやすい書き方等をホームページや広報で案内する事。

①～③の事を愛知県議会として愛知県に働きかけてください。

令和 5 年 5 月 8 日

愛知県議会

議長殿